

令和8年度 第7－2号

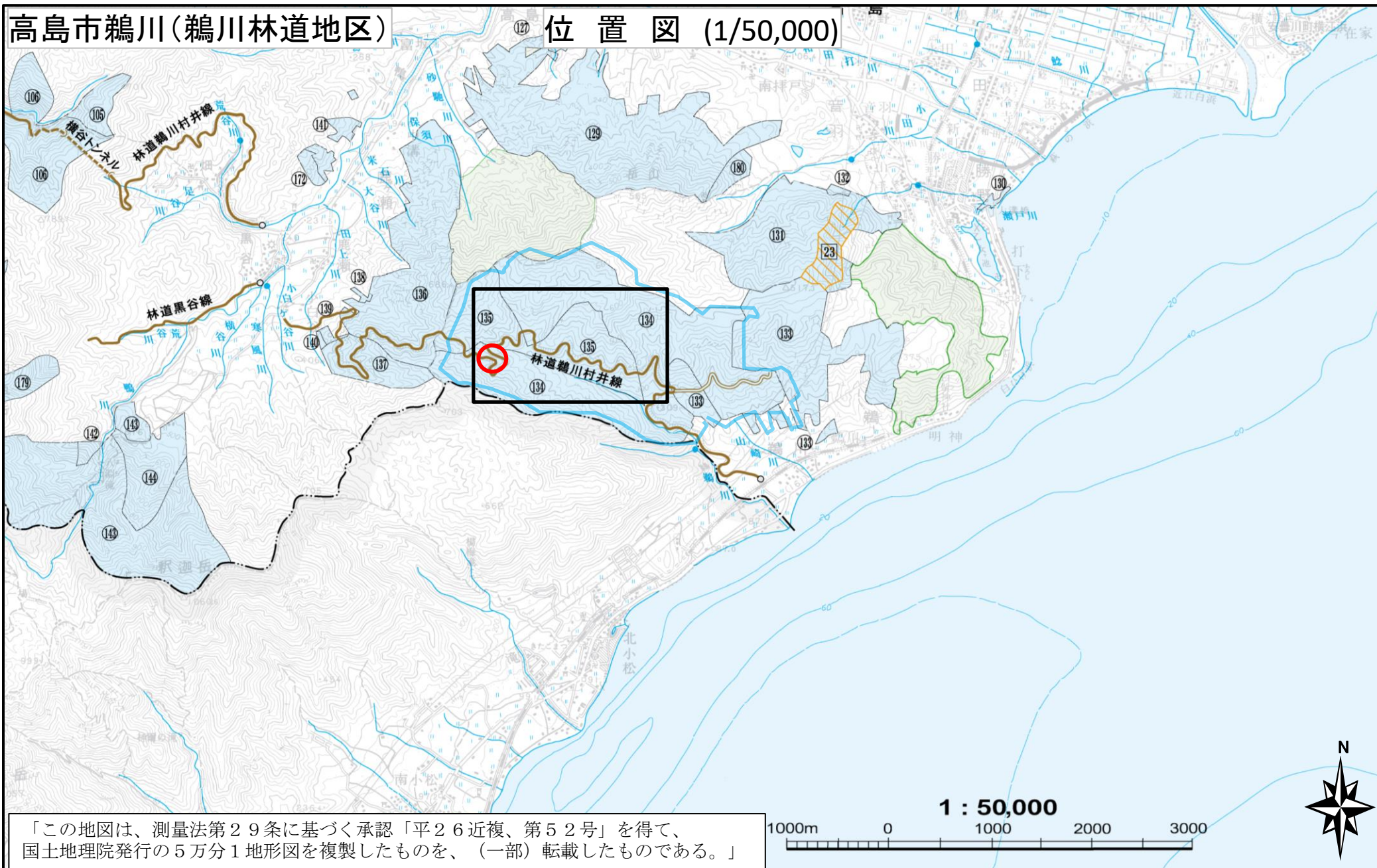
復旧治山工事

高島市鵜川（鵜川林道地区）

特 記 仕 様 書

高島市鵜川(鵜川林道地区)

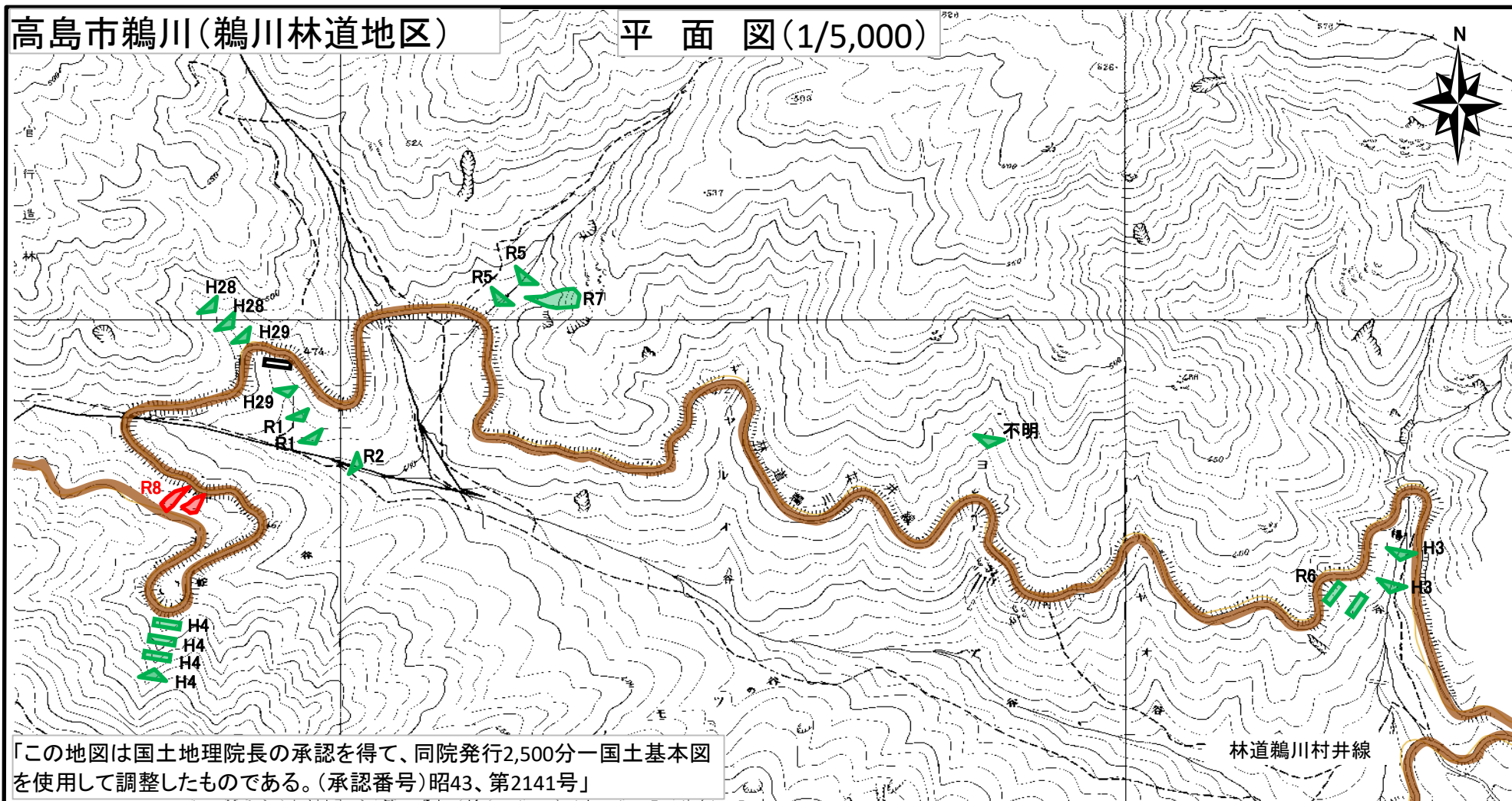
位置図 (1/50,000)



「この地図は、測量法第29条に基づく承認「平26近複、第52号」を得て、
国土地理院発行の5万分1地形図を複製したものを、(一部)転載したものである。」

高島市鵜川(鵜川林道地区)

平面図(1/5,000)



特記仕様書

工事番号 令和8年度 第7－2号
工事名 復旧治山工事
工事場所 高島市鵜川（鵜川林道地区）

第1条 本工事の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（令和7年10月滋賀県）」（以下、「共通仕様書」という。）および「一般土木工事等共通仕様書付則（令和8年8月滋賀県県土整備部）」（以下、「付則」という。）によるものとする。

第2条 受注者は、工事現場着工前に関係区長および関係機関等と工事内容について十分に打ち合わせを行うものとする。また、施工中も事業の理解を得るよう努力しなければならない。

第3条 週休2日取組工事

本工事は、週休2日に取り組む工事である。

週休2日実施に関する事項は、別添「（土木工事版）週休2日取組工事実施要領」に基づき、実施すること。ただし、要領の2. 概要中「県土整備部が」とあるのは、「滋賀県が」と読み替えるものとする。

受注者は休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

取組の結果、週休2日が未達成であった場合、監督職員が指定するアンケート調査に協力すること。

なお、「（土木工事版）週休2日取組工事実施要領」の9. その他の雨休日が発注時の明示以上であった場合の工期延長については適用しないものとする。

第4条 現場事務所等への木材利用

1 現場事務所等への木材利用は、受注者が任意で実施するものとする。

2 現場事務所等への木材利用とは、以下のとおりである。

なお、構造・仕様は問わない。

（1）壁、柱、梁、桁、小屋組み、天井、床等の全部又は一部に木材を使用している現場事務所。ただし、内壁、天井、床に合板を使用したプレハブ現場事務所は含まない。

（2）現場事務所（プレハブ現場事務所を含む）の壁面保護や目隠しとして、現場事務所正面1面以上に設置する木製パネル（既製品を含む）。

3 使用する木材は、合法性・持続性の証明された木材を原則使用するものとする。

4 現場事務所等への木材利用に係るすべて費用は、現場環境改善費の率計上に含まれる。

（1）現場環境改善費の営繕関係の実施する内容（率計上分）に「現場事務所等への木材利用」を追加するものとする。

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	(略)
安全関係	(略)
営繕関係	(略) ・現場事務所への木材利用
地域連携	(略)

(2)現場事務所等への木材利用として工事施工箇所の地域材を使用した場合は、地域連携の実施する内容(率計上分)の「社会貢献」として実施したことを認める。

第5条 特例監理技術者

1. 本工事において、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。

（1）建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補であって主任技術者の資格を有する者または一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（3）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（4）同一の専任特例2号監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（5）専任特例2号監理技術者が兼務できる工事は、当該支所管内の工事でなければならない。

（6）専任特例2号監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回および主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（7）専任特例2号監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 本工事の監理技術者が専任特例2号監理技術者として兼務する事となる場合、前項（1）～（8）の事項について確認できる書類を下記により提出すること。

（1）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）

- (2) (1) の提出書類と同じ
 - (3) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（3 カ月以上の雇用関係を証明できる健康保険被保険者証の写しなど）
 - (4) 専任特例 2 号監理技術者が兼務する工事の C O R I N S の写し等
 - (5) (4) の提出書類と同じ
 - (6) 業務分担、連絡体制等を記載した書類（施工計画書など）
 - (7) (6) の提出書類と同じ
 - (8) (6) の提出書類と同じ
3. 本工事において、専任特例 2 号監理技術者および監理技術者補佐の配置を行う場合または配置を要さなくなった場合は適切に C O R I N S への登録を行うこと。

第 6 条 共通仕様書および付則に対する特記事項は、下記のとおりとする。

記

第 1 編 共 通 編

第 1 章 総 則

第 1 節 総 則

1-1-1-13 受注者相互の協力

（関連工事の調整）

本工事区間に接近して治山工事を別途発注済のため、施工に際しては、工事車両の通行等について相互連絡調整を密にして行うこと。

1-1-1-16 設計図書の変更

（土木工事設計変更ガイドライン）

設計変更等については、契約約款第 18 条から第 24 条および共通仕様書共通編 1-1-1-15 から 1-1-1-17 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事および設計業務等における契約等ガイドライン集」によることとする。

なお、「土木工事設計変更ガイドライン」6.（5）に記載のとおり、施工途中において、正式な書面によらない事項（口頭指示のみの指示・協議等）については原則として設計変更の対象としない。

1-1-1-20 建設副産物

（建設副産物情報交換システム）

本工事は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）の登録対象工事であり、受注

者は、施工計画書作成時、工事完了時および登録情報の変更が生じた際は、速やかに当該システムのデータ入力または更新を行うこと。

また、受注者は COBRIS により出力した再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）を監督職員に提出するものとする。

（再生資源利用計画）

受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

（再生資源利用促進計画）

受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

1-1-1-28 工事中の安全確保

（工事現場の現場環境改善費）

1. 本工事は現場環境改善費（率分）の対象工事である。
2. 現場環境改善費として実施する項目については、原則として仮設備関係、営繕関係、安全関係および地域連携の各項目の合計4つの内容を実施すること。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことや、対策の妥当性を確認の上、率分で計上される額の100%を上限に、率分計上とは別に積み上げ計上を行うものとする。

（現場環境改善（快適トイレ設置の試行））

本工事は、建設現場における快適トイレ設置の試行対象工事である。受注者は、快適トイレの設置を希望する場合、着手前に監督職員と協議を行った上で、設置する旨を施工計画書に記載して監督職員に提出し、別添「建設現場における快適トイレ設置の試行要領」に基づき実施すること。

1-1-1-30 後片付け

受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸および各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場および工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、完了検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1-1-1-32 環境対策

（低騒音型・超低騒音型の適用）

本工事の施工にあたっては、低騒音建設機械を使用するものとする。

1-1-1-34 交通安全管理

(法令遵守)

受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元について当該法律を遵守しなければならない。

(特殊車両通行許可制度にかかる資料の提出)

受注者は、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可の確認において、付則にかかる資料を監督職員に提出し、確認を得なければならない。

1-1-1-36 諸法令の遵守

受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。

1-1-1-42 保険の付保及び事故の補償

(法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第3編 土木工事共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

3-1-1-1 請負代金内訳書

(請負代金内訳書の提出)

受注者は、契約約款第 3 条に基づく請負代金内訳書を監督職員を通じて発注者に提出すること。

3-1-1-4 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

(段階確認)

受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。

種別	細別	施工段階（確認時期）
土留工	かご枠工	埋戻前

3-1-1-5 数量の算出

(出来形数量の提出)

受注者は、工事の進捗に応じて出来形数量を算出し、その結果を監督職員の指示した期日までに提出するものとする。

3-1-1-7 工事完成図書の納品

(電子納品)

電子納品を行う場合は、提出部数は1部とし、下記ページ掲載の「滋賀県電子納品運用ガイドライン(案) 森林整備保全事業取扱要領(2024年3月 滋賀県琵琶湖環境部森林保全課)」に基づき実施するものとする。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shinrinhozen/328078.html>

3-1-1-10 創意工夫

工事成績評定においての創意工夫または地域社会への貢献(以下「創意工夫等」という)に対する評価は、施工計画書にそのことが記載され、または事前に受注者から自主的に創意工夫等にかかる資料が監督職員あて提出され、それらの項目が創意工夫等に該当すると判断し、施工等に反映されていた場合に評価するものとし、実施前に施工計画書に記載または資料等の提出がなされていない場合は評価しないものとする。

第2章 共通的工種

第14節 法面工(共通)

3-2-14-2 植生工

(材料の種類、品質、配合)

厚層植生マット工、植生シート工に使用する緑化種子については、監督職員と協議して選定すること。

第13編 治山編

第1章 治山共通

第3節 総則

13-1-3-2 施工管理(森林土木)

1. 第3編土木工事共通編第1章総則 1-1-1-25 に定めるものに優先して下記基準を適用するものとする。なお、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準により難しい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

適用する施工管理基準 … 森林整備保全事業施工管理基準
(この内、「出来形管理基準」「品質管理基準」)

2. 上記施工管理基準に定めるもののほか、出来形管理においては下記ページに掲載する項目においても管理を行うものとする。

3. 複数の管理基準を兼ねる測定項目がある場合は、最も小さい規格値にあわせて管理するものとする。

(例) コンクリート治山ダム工における基準高

【規格値】

掘削工 : ±50mm

コンクリート治山ダム本体工 : ±30mm

【対応】

掘削工においても、規格値の小さいコンクリート治山ダム本体工の基準にて管理を行う

13-1-3-3 エネルギーの節減（環境負荷低減のクロスコンプライアンス関係）

1. 受注者は省エネルギーの観点から、現場事務所や工事車両・機械などの電気、燃油の使用量の削減を積極的に推進するものとする。

13-1-3-4 特定調達品目等（環境負荷低減のクロスコンプライアンス関係）

1. 受注者は使用する資材（材料および機材を含む。）の梱包および容器について、可能な限り簡易であって、再利用の容易さおよび廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。

13-1-3-5 諸法令の遵守（環境負荷低減のクロスコンプライアンス関係）

1. 「1-1-1-36 諸法令の遵守」に示すものの他、下記の諸法令についても遵守するものとする。
- (82) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

そ の 他

(埋戻し)

山腹A、Bそれぞれの土留工について、上流の埋戻しは、土留工の最上段の高さまで行う。下流の埋戻しは、最下段の半分（25 cm）以上の高さまで埋め戻し、水平土被りは50 cm以上を必要とする。上流、下流それぞれの埋戻しの際には監督職員の確認を受けること。

(貴重動植物)

本工事区域は全域が自然公園内に含まれ、貴重または重要な動植物は保護の必要があるため、発見の際は速やかに監督職員に報告を行い、その指示により処理するものとする。

(伐採立木（支障木）について)

1. 伐採については、伐採時期や方法等について事前に所有者と協議し、協議内容については書面にて監督職員に速やかに報告すること。
2. 伐採木は所有者のものであるため、慎重に取り扱うこと。
3. 伐木・造材後は指示のあった場所に搬出・運搬し、所有者ごとに集積するものとする。また、枝条および梢等については、工事に支障のないよう林内に集積すること。
4. 根株については、原則現場内処理するものとする。
5. 伐採木以外の立木については、傷つけないように必要な保護をすること。
6. 本工事において、新たに立木の伐採が必要となった場合は、速やかに監督職員に報告し、伐採は所有者の了解を得た上で、監督職員の指示により行うこと。

(木製工事標識について（木製工事標識特記仕様書）)

1. 当工事に使用する工事標識のうち、以下に示すものについては「木製工事標識」を使用しなければならない。また、「木製工事標識」に使用する木材は、全て「びわ湖材産地証明制度」により滋賀県産材であること証明された木材を用いなければならない。

標識1 1 基

標識2 2 基

2. 「木製工事標識」の設置箇所は監督職員と協議し、その指示による。
3. このほか、「木製工事標識」の仕様、使用、購入、製作、再使用および表記等にかかる事項については、下記の県ホームページにて示す事項を遵守すること。

(県ホームページURL)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shinrinhozen/328078.html>

なお、前工事で使用した「木製工事標識」を再使用する場合は、「木製工事標識再使用届」には前工事完了時に保管しておいた「びわ湖材証明書」の写しを添付することとする。

(基準杭および No. プレートの設置について)

山腹工施工地付近の監督職員が指示する箇所に、発注者が支給する基準杭および No. プレートを設置すること。